

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	保険年金課
委託業務名	令和7年度国保年金端末セットアップ支援
委託業務場所	大津市御陵町3番4号
概要	保険年金課で使用している国民健康保険業務用端末については、令和7年11月末日でリース期間が満了しており、正規職員使用分については、一人一台端末に仮想化する予定である。当該仮想化端末に現在業務用端末にインストールされている、M I C J E T国保システムをインストール、設定するとともに、展開時の支援を行うもの。
契約期間	令和8年1月31日から 令和8年3月31日まで
契約年月日	令和7年12月26日
契約金額	2,016,300円
契約の相手方	〔所在地〕 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1 〔名称〕 富士通 Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（京都）
契約相手方の選定理由	M I C J E T国保システムは、システム製造開発業者である富士通株式会社から事業移管された富士通 Japan 株式会社がソフトウェアの知的財産権を有しており、当該システムのインストール及び設定可能なのは、当該事業者のみであるため。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。